

令和6年度第1回大網白里市男女共同参画審議会 議事要旨

日 時	令和6年12月20日(金)14時～15時50分
場 所	中央公民館 2階 会議室
出席委員	別紙出席者名簿のとおり
欠席委員	澤畑道子委員、星見和子委員、林孝枝委員、市東剛委員、高野梨穂委員、 塚田みえ子委員
配付資料	別添のとおり

<議事要旨>

【1 開会】

【2 市長あいさつ】

【3 委嘱状交付】

【4 審議会会長選出】

後藤委員に決定した。

【5 市長より諮問】

【6 議題】

(1) 計画策定スケジュールについて及び(2) 男女共同参加計画の概要について

事務局 資料について、説明。

会長 先ほど市長から諮問をいただいた、第3次大網白里市男女共同参画計画の策定のスケジュールと、計画の概要について説明があったが何か質問、意見はあるか。

(意見なし)

会長 無いようであればこのスケジュールに基づき進めていきたいと思う。第2次大網白里市男女共同参画計画の指標の達成・未達成については、今年度の実施状況と併せて次回の審議会で見聞をいただきたい。

(3) 市民・事業所意識調査の結果報告について

事務局 資料について、説明。

会長 質問、意見等はあるか。

事業所意識調査結果についてだが、属性情報の男性、女性が入っている表の読み方を教えてほしい。回答者を役員、管理職、正社員、非正規社員ごとに男性、女性と分類して

いるのか。

事務局 回答者は事業所の代表者もしくは人事労務担当管理の方をお願いしている。事業者ごとに役員、管理職、正社員、非正規社員のなかの男性、女性の人数を回答していただいた結果である。

会長 属性情報とあるためわかりづらかった。そのような読み方をすると役員に男性が一人もいない事業所は 34.4%で全て女性が役員を占めるということになるのか。そうであれば大網白里市はかなり進んでいる、ということになるが、全体の構成比をみると合わない。役員が 1 人もいない事業所はないと思うが、どう読めばよいのか。

事務局 再度確認させていただきたい。

会長 事業所意識調査のハラスメント防止のための取り組みだが、就業規則にハラスメント禁止の規定を設けないのは法令違反にならないか。最近法が改正され、中小企業でも義務化されたのではないか。

(※令和 2 年 6 月 1 日に「改正 労働施策総合推進法」が施行され、中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化された。)

事務局 労働基準法で、常時 10 人以上の労働者を雇用する事業所は就業規則をもうけなければならないと定められているので、就業規則自体が、10 人以上の労働者を雇用する事業所の義務となっている。

会長 10 人以上の事業所がそれほど多くはないため規定を設けていないということか。わかった。意識調査は、全体としては、面白い結果となったと思う。県が多様性推進の条例を設けたことから新しい項目も作り、なかなか興味深いところがある。自由意見もなかなかいろいろあるが、年齢層が高い方だと、男性と女性のそれぞれの役割があるみたいな形のことを主張する意見がまだあり、難しいところである。また、性別について、今回男女に加え、その他、を設けたことを批判する意見もあった。その他という表現はメインストリームから排除されているイメージがあるため、今後性別に男、女以外の選択肢をつくる場合は、どちらでもない、という表現が良いと思う。他にどなたか意見はあるか。

委員 A 今回の市民意識調査の回答率は 30.4%で、5 年前の前回の調査の回答率は 31.6%とあるが、30%台の回答率は高い方なのか。また、回答者の年齢構成が、大網白里市が高齢化していることもあり、50 歳代、60 歳代、70 歳代の方が半分以上を占めていて、若い人たちの回答、18 歳から 20 歳代の方の回答が 29 人ということで少なく、高齢者が多く占める意見を市全体の意見としていいのかという疑問が残る。

会長 市民意識調査の対象者を選んだのは、無作為抽出で、市民の人口構成とバランスがとれるような形で選んだという理解で良いか。

事務局 その通りである。世代の人口構成、及び地区の人口構成により抽出した。今回の調査は40歳代までの若い世代は回答方法をWEB回答のみとしたため、前回の調査は抽出数を1500としたが今回は2000に増やしたところ、前回より多い607名の回答があった。

会長 どの自治体でも問題になると思うが、一応30%の回答率は高い方だと私は考える。回答者が年齢的に偏っていることについては、結果を分析する際に、考慮しなくてはいけないことではあるので、調査結果にこの件についての解説をつけたらいいかと思う。年代別人口構成のグラフは載っているのですが、それとともに大網白里市の人口構成のグラフを載せるとよい。高齢者の回答が多いことについて、解説を書いておいた方がよいかもしれない。重要な指摘をしていただき有難い。

委員 A 市民意識調査の問2、男女の役割分担についての調査で、「男は仕事、女は家庭」という考えをどう思いますか、という質問の仕方だが、どう思いますかと問われるからどちらとも言えないという回答が多くなるのではないかと。例えば賛成ですか反対ですかと問えば結果が変わるのではないかと。このどちらとも言えないという回答が、どのような考えで選ばれたのかが知りたかった。

市民意識調査の問3、家庭における役割分担についての調査だが、食事の支度についての項目を開設した内容が、夫が行っている割合が18歳～20歳代は0%であるとしているが、家族で分担が47.1%とかなり家族全体でやっていることが読み取れる。夫が全く分担していないような書き方ではなく、家族全体でやっているという取り上げ方をした方がよいのではないかと。

また、残念だと感じたのは、問4の、女性が仕事をもち続けるうえで障害となっているものは何かという調査で最も割合が高かったのが「女性自身が仕事を望んでいないこと」であったことだ。回答者に高齢者が多いので、これは、女性として自分がやりたくないと考えているのか、女性は仕事を望んでいないのではと考えているのか、どうとらえた上での回答なのかわからないのではないかと。

会長 この調査は3回目の調査だが、今回の調査結果は前回との比較のみとなっている。調査項目が同じであれば、第1回目からの推移をみるべきである。また、今は家族構成が多様化しているなかで、家族全体で家事をする家庭が増えている傾向に注目せず、夫が主に担当していないことに注目している理由は何か。さらに、18歳～20歳代だと結婚していない回答者も上の世代より多いことが考えられるため、回答者が夫でも妻でもない家族形態で回答しているのではないかと。

事務局 男性の家事参加について分析するために夫が主に担当しているかの割合に注目してい

た。また、この質問は結婚（事実婚を含む）している方に限定して回答をいただいている。

会長 夫という部分だけを切り取った評価になっているので、もう一度評価の書き方を見直してほしい。結婚している18歳～20歳代の回答が、家族で分担しているのが47.1%ということは、その年代の夫の約半分はやっていることになる。この数値をどう読み評価するかというのは、非常に大事なことなので、もう一度数字の読み方を洗い直してもらいたい。意識調査の結果は公表すると思うので審議委員の皆さんも評価、分析の仕方で疑問に思ったことがあれば事務局へ指摘していただいて、再検討したいと思う。

また、調査が3回目であるので、問1の男女平等の意識についてなど、いくつか必要なものだけでも比較したらよいと思う。

また、回答者の年齢構成について、この構成が今回の調査に特有のものなのか、前回は前々回もやっぱり高齢者の方が多かったのかを事務局で確認してほしい。そのうえでこれらの意見をどのように取り扱うかはこの審議会の課題ということになる。

委員 B 問5の職場の男女の地位についての調査結果だが、平等である、の割合が非常に多い。世の中全般としては、採用時の不平等、賃金格差について大きな問題になっている。給与額の男女間格差は、日本は男性100とした場合70台でしかないが、大網白里市の市民は賃金について平等であると答えた割合が50%以上となっている。やはり先ほどから話題になっているように、回答者が高齢でもう働いておらず、同じくらいではないかという感覚で回答している可能性があるのではないか。実際に働いている人は女性だと採用が難しい、パートタイムでしか働けず大変、と感じているのではないだろうか。

委員 C 自由意見として、外国籍の住民を対象とした男女共同についても考えるべきとあった。今回の調査には外国籍の方についての質問はなかったが今回計画の中には入ると考えてよいのか。

会長 後ほど計画骨子について事務局から説明があるが、施策の方向に外国人が暮らしやすい環境の整備とある。ただ意識調査については、外国籍の方をはじめ障害を持っている方等についての意識はあまり聞いていないことは確かなので、今後そういったものをどのように計画に反映させるかというのを考えたほうが良いと思う。

(4)第3次男女共同参画計画骨子案について

事務局 資料について、説明。

会長 計画の組みかえ方をもっと工夫したほうが良い。いま改めて気づいたが、第2次の計画の施策として、ストーカーと出会い系サイトに関する施策はあるが性犯罪の防止のための施策がなかった。DVの基本計画としては性犯罪の防止は含めなければならない。防止対策の推進ということで、施策を出すことが困難であれば、広報啓発などをいれるなどしていかなければ、おかしいと思った。またストーカーについて、施策に入れるの

であれば DV・ストーカーを一緒に取り上げなければならないと思う。性犯罪の防止であれば、学校で生命の安全教育の実施状況などを指標に入れるということも可能性としてあると思うが、大網白里市だと生命の安全教育をどのように実施しているか。

委員 D 各学校で周知したり、発達段階に応じて実施している。

会長 大網白里市教育委員会から、例えば何年に 1 回は必ず実施するように、というような形で実施しているのか。

委員 D そのような形ではないが、県教育委員会から生命の安全教育の推進について、学校においてきている。調査はしていないが、各学校で発達段階に応じて実施している。

会長 教育委員会に実施状況を聞いてみるとよい。

DV 防止法との関係の中では、DV 防止法も改正があったので、改正後の内容を踏まえた中で計画の組み方を考えたほうが良いと思う。ハラスメントについては「あらゆる」、でまとめた表記はよいと思う。また、県で「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」ができたので、多様性という言葉をもっと使っていくとよい。

LGBTQ についての施策は、いわゆる LGBT 理解促進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に関する法律）を前提としていくことになる。

「第 2 次大網白里市男女共同参画計画」が策定されてからこれまでに様々な法律が改正されたり、作られたりしているので、法律からの要請をきちんと組み込んでいくようにすべきと考える。

大網白里市はまだパートナーシップ条例は作っていないのか。

事務局 作っていない。

会長 せっかくパートナーシップ条例について意識調査をしているので、第 3 次計画を実施する 5 年間の間には条例ができることを期待する。調査をするということでこれから変わっていくという期待を持った人もいるのではないかと思う。

委員 D 先ほどの話に戻るが、生命の安全教育については、県教育委員会からだけでなく、市の教育委員会から、学校教育指導の指針を出しており、その中に安全教育の推進という内容が入っていたので、訂正する。

会長 それであれば性犯罪について注目したい。この第 3 次の計画が策定される頃には、日本版 DBS（子どもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないか確認する制度のこと。導入するための法律「子ども性暴力防止法」が 2024 年 6 月に成立した。施行期限は 2026 年 12 月。）が入ってくるだろう。そのような背景の中で少し性犯罪のところを、教育委員会からの指針からもっと進んで実施してみたらどうか。例えば、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（2022 年 4 月施行）に基づいて、教職員の性暴力を防止するような内容を計画に盛り込むのも良いと思う。性犯罪の防止の対策だけでなく、2023 年にできて改正された刑法（性犯罪の規定が変わった）について知らない人も

結構多いので、改正内容の周知徹底はした方がいいと思う。

ストーカーも暴力なので、どこかに入れて対応しなければならない。大網白里市のストーカーの条例はあるのか。

事務局 条例はない。

会長 もし策定するのであれば、結局ストーカー規制法という法律は男女の恋愛関係を対象としているので、それ以外のストーキングについてもカバーできるような市の条例に盛り込むとよい。千葉市の条例はそのような形になっている。そうすれば、恋愛関係に基づかないストーキング、例えば隣家の住民からつきまとわれている、というような事例に対応できてよいと思う。

基本的な方針については今の事務局が説明した形をベースにし、最新の法律、パートナーシップのあり方の変化など新しい時代の流れ、そのようなものを念頭に置きながら、作っていければと思う。

【7 その他】

事務局 次回の審議会の開催について、来年2月を予定している。本日提示した第3次計画の骨子案と、第2次計画の今年度実施状況について審議していただく予定である。

【8 閉会】